

雌鳥皇女と女鳥王

——記紀のイハノヒメ物語——

菊川 恵 三

一、はじめに

二、『日本書紀』の雌鳥皇女と隼別皇子

三、『古事記』の女鳥王と速総別王

四、後日譚の皇后と太后

本稿は前稿（「クロヒメ・クガヒメからみた記紀のイハノヒメ嫉妬物語」『美夫君志』106号、2023・4）をうけ、記紀の比較を通してメドリとハヤブサワケの反乱を考察した。その際、『日本書紀』の仁徳条全体を視野に入れ、そこから『古事記』を考えたところに特徴がある。『書紀』を丁寧にと読むと、隼別王の反乱の意図が明らかになる中で、仁徳は何度も忍耐し、私事と国家の軽重に悩む。『古事記』には全く描かれない仁徳の寛容・忍耐は、実はイハノヒメの嫉妬物語など仁徳紀全体に及ぶ。さらにそれは、新旧皇后の対照的な描き方とも関係する、いわば『書紀』の基本姿勢なのである。

一方、『古事記』は仁徳とイハノヒメに対する反発が、女鳥の積極性とながり、誅伐に至る。しかし、最後の速総別の二つの歌は、一転二人の喜びを表現する。反逆者の幸福は意外だが、歌による交流によって慰められ和解もたらされるのは、『古事記』イハノヒメ物語と同じなのだ。一方『書紀』の隼別の歌は、歌による和解や慰めを重視しない態度につながるように思う。これを踏まえ、「後日譚」における太后と皇后の違いを考えてみた。

一、はじめに

先の拙論^①（以下、前稿とする）で、イハノヒメ嫉妬物語における記紀の違いについて考察した。本稿では、そこで十分に論じられなかった後半部、メドリとハヤブサワケの反乱物語を分析しつつ、改めて記紀仁徳条の全体考えてみたい。

これまで『古事記』については、嫉妬物語の歌謡や散文の細かな検証とあわせ、記紀の詳しい比較が試みられた^②。ただその際、『日本書紀』に軸足を置いて、その仁徳条を見通そうとした論は少なかったように思う。本稿は、そこに焦点をあててみたい。

ところで、本稿は前稿での分析を踏まえた点が多い。そこで、前稿での「まとめ」を再掲し、それを解説することで、本稿の立場と方向を明確にしたい。

『書紀』

- ①クガヒメとイハノヒメは「天皇に対する拒否と死」でつながる。
- ②散文は天皇の働きかけとイハノヒメの拒否を対応させ彼女の頑なさを描く。
- ③新皇后・八田皇女は「親和する皇后」としてイハノ

ヒメと対照的に描かれる。

『古事記』

- ①クロヒメとヤタノワキイラツメは「天皇との別離と歌による慰め」でつながる。
- ②歌により天皇の心情が表現され、女性たちの和みと慰めがもたらされる。
- ③メドリは仁徳のヤタノワキイラツメへの対応を批判することで積極的に行動する。

記紀ともに、イハノヒメ嫉妬物語の冒頭にクロヒメとクガヒメが描かれるが、その内容は大きく異なる。そのためか、従来比較の対象とならなかった。しかし、『書紀』を「臣下ハヤマチとの約束を守ろうとする仁徳と、それを拒絶するクガヒメ」という観点からとらえ直せば、「ウヂノワキイラツコとの約束を守って八田皇女を入内させようとする仁徳と、それを拒否するイハノヒメ」が重なっていることがわかる。クガヒメ・イハノヒメともに「死」で終わるのも、『書紀』では二つの物語が連動していることを暗示している（『日本書紀』①）。

一方、『古事記』では、イハノヒメの嫉妬のため、自ら故郷・吉備に帰るクロヒメが描かれる。そこに仁徳が訪問し歌によって心を通わせ、別離を惜しむ。これが同じ形で

反復されるのは、ヤタノワキイラツメとの別離の場合である（『古事記』①）。全く異なるクガヒメとクロヒメだが、『記紀のイハノヒメ物語の「序章」として、いずれも本編と応じあっていることがわかる。

また、『日本書紀』において、旧皇后（イハノヒメ）と新皇后（八田皇女）は対照的な描かれ方をしている。八田皇女入内への強い拒否、「かまどの煙」における無理解な旧皇后。それに対して新皇后は、「トガノの鹿・メドリの反乱」で親和する皇后として描かれていることを確かめた（『日本書紀』③）。こう考えると、『日本書紀』でイハノヒメが死に、『古事記』では和解するのは、それぞれの作品の必然だったといえよう。

一方で、これに肉付けを与えるのが、『日本書紀』では「散文」、『古事記』では「歌謡」であることを確かめた（『日本書紀』②、『古事記』②）。この視点が本稿でも生きてくる。

以上のように、前稿の内容を確かめたうえで、メドリの反乱物語をみてゆこう。

なお、人名については、次のように記紀それぞれの表記に従う。記紀いずれのメドリかハヤブサワケかを混乱させないためである。

『日本書紀』：雌鳥（皇女）・隼別（皇子）・皇后（八

田皇女）

『古事記』……女鳥（王）・速総別（王）・大后（石之
日売）

また、テキストについては、古事記は『新編日本古典文学全集』、日本書紀は『岩波古典文学大系』を用いた。ただし、ルビ等一部を改めたところがある。

二、『日本書紀』の雌鳥皇女と隼別皇子

最初に、資料として「記紀のメドリとハヤブサワケの反乱・対照表」をあげる。

日本書紀	古事記
<ul style="list-style-type: none"> ・(30) イハノヒメの嫉妬物語 ・(35) イハノヒメ、筒城宮で薨去 ・(38) 八田皇女の立后と菟餓野の鹿 	<ul style="list-style-type: none"> ・イハノヒメ筒木に出奔するも臣下や天皇の努力により帰還。 ・ヤタノワキイラツメとの別離と歌
<p>〈雌鳥皇女と隼別皇子〉</p> <p>1, (40) 隼別、仁徳の依頼で雌鳥を訪問し、密かに自らが結婚する。</p>	<p>1, 速総別、仁徳の依頼で女鳥を訪問。</p> <p>女鳥、天皇を批判して速総別の妻となる</p>

<p>2, 仁徳、雌鳥を訪問し機織女の歌を聞く【歌謡59】</p> <p>●仁徳の恨みと忍耐①</p> <p>3, 牟別、雌鳥と会話する</p> <p>●仁徳の恨みと忍耐②</p> <p>4, 舎人、サザキを撃つことを勧めめる。【歌謡60】</p> <p>●仁徳の恨みと忍耐③</p> <p>5, 天皇、伊勢に逃れようとす二人に討伐命令を出す。</p> <p>●皇后の嘆願、天皇の命令</p> <p>6, 牟別ら、宇陀のソニ山を越える。【歌謡61】</p> <p>7, 將軍ヲフナら、菰代野で二人を殺害し、手玉を奪う。皇后に「見ず」と報告</p> <p>【後日譚】</p> <p>8, 皇后、新嘗の宴で二人の女性の手玉に注目し、有司に調査させる。</p> <p>9, 皇后、アガノコを尋問し白状させる。</p> <p>皇后は処刑しようとするが、アガノコは私地を献上して死を免れる。(地名起源)</p>	<p>2, 仁徳、女鳥を訪問し、歌の問答をする【歌謡66・67】</p> <p>○天皇、女鳥の心を知り還る。</p> <p>4, 女鳥、速総別に仁徳を撃つことを勧めめる。【歌謡68】</p> <p>5, 天皇、軍を派遣し殺害を命じる。</p> <p>6, 速総別・女鳥、逃げて倉椅山に登る。【歌謡69・70】</p> <p>7, 將軍・大桶連、宇陀のソニで二人を殺害。女鳥の玉鈕を奪い、妻に与える。</p> <p>【後日譚】</p> <p>8, 太后、豊樂で大桶連の妻の玉鈕に気づき、御酒を与えず。</p> <p>9, 太后、大桶連を召して詰問。大桶連を死刑にする。</p>
--	---

本稿では、この反乱物語を『日本書紀』↓『古事記』の順で検討し、最後に「後日譚」をみていきたい。

するとまず、『日本書紀』で目を引くのは、●で示した2, 3, 4において、仁徳の「恨みと忍耐」が繰り返されることである。これまでの記紀の比較では、反乱の首謀者がメドリかハヤブサワケかに注目が集まった。しかし、『書紀』に焦点をあてると、それ以外に二人の裏切りの一つ一つについて、仁徳の心情が描かれることに気づく。それを丁寧に見ていこう。

2, 仁徳、雌鳥を訪問し機織女の歌を聞く (●仁徳の恨みと忍耐①)

仁徳の「媒」として雌鳥皇女を訪問した牟別皇子は「密かに親ら娶りて」復命しない。しびれを切らせた仁徳が、雌鳥を訪問すると、その機織女たちが、「ひさかたの天金機 雌鳥が 織る金機 牟別の御襲料」とうたうのを聞いて、次のように記す。

爰に天皇、牟別皇子の密に婚けたることを知りたまひて、恨みたまふ。然るに皇后の言に重り、亦友于の義に致くまして、忍びて罪せず。

仁徳は牟別が「密かに婚けたる」ことを知るが、囲みで示したように、「恨み」はするが、「忍び」て罪しない。そ

の理由をいう傍線部、「皇后の言」と「友于の義」は、対になってることから、八田皇后の妹である雌鳥に對する尊重と、異母弟隼別皇子への義理立てということであろう。自分を裏切ったのが、こともあろうに自分に最も近い身内だったことの葛藤が描かれる。

3, 隼別、雌鳥と会話する (●仁徳の恨みと忍耐②)

次に隼別は、雌鳥の膝枕のうえで、「鷓鴣と隼と孰か捷き」と尋ね、雌鳥は「隼は捷し」と答える。一見、鳥の速さを尋ねるようだが、隼別の「是、我が先てる所なり」は、天皇と自分を比べ、自分の優位を主張する。この後、『書紀』は次のように記す。

天皇、是の言を聞しめして、更に亦恨を起したまふ。

隼別の意志が明確に示されるだけに、仁徳は再び「恨み」をおこす。しかし、まだ討伐の決心には至らない。ここでは二人の会話が、先の歌謡と同じ働きをしていることに注意したい。機織り女の歌謡が事態を知らせたように、この会話が隼別の意志を知らせるのである。

4, 舍人、サザキを撃つことを勧める (●仁徳の恨みと

忍耐③)

次に、隼別皇子の舍人らが、「隼は 天に上り 飛び翔けり 斎が上の 鷓鴣取らさね」と歌ったのに對して、次のように記す。

天皇、是の歌を聞しめして、勃然大きに怒りて曰はく、「朕、私の恨を以て、親を失はまほしめせず、忍びてなり。何ぞ豊ますとして私の事をもて社稷に及さむ」とのたまひて、則ち隼別皇子を殺さむと欲す。

ここで初めて、仁徳は「大きに怒りて・・・隼別皇子を殺さむ」と決意する。しだいに高まる不穏な情勢や背後の意図が、歌謡や会話によって明らかにされ、遂に破局もたらされるといふわけだ。注意しておきたいのは、ここでも「恨み」と「忍び」が持ち出されることだ。ここまでの短い文章に、三度も繰り返される。まさに「忍耐する天皇」なのである。

しかし、その「私事」より大切なものとして持ち出されるのが「社稷」である。仁徳は隼別たちが私事（兄弟争い）を、国事に及ぼすことを強く非難する。ここには、私的な家族関係を越えた政治理念を重視することで、「聖帝仁徳」が描かれているのである。

このような『日本書紀』の仁徳について、都倉義孝氏は⁴次のように言う。

この表現は、「恨みたまふ」と「忍びて罪せず」を強調するものとして、無用のようだが確認しておく必要があったのである。ハヤブサワケの密通行為は、天皇の心情としては恨むに値し、かつ国家的には罪すべきものなのである。それなのに天皇は忍んだ。儒教的天皇の寛容なる仁慈が示されている。紀の編者は、謀反者と有徳の聖君との対置を強調しなかったのだ。

これは、反王権を指向する『古事記』の女鳥王と対照的に、準別皇子主導の謀反を描く『書紀』編者の意図として論じたものだ。「恨む」と「忍び」に注目し、「謀反者と有徳の聖君」を対置させたとの指摘は首肯できる。ただ、見てきたように、それが何度も繰り返されながら、討伐に至ることに注意したい。それは、次の皇后の嘆願をめぐる仁徳の発言にもつながっているのである。

5, 皇后の嘆願、天皇の配慮

準別・雌鳥の討伐命令を下すに際して、皇后と天皇は次のようなやり取りをする。

「雌鳥皇女、寔まことに重き罪あたまに當れり。然れども其の殺さ

む日に、皇女の身を露にせまほしみせず」とまうしたまふ。乃ち因りて雄鯽等をふならみことりに勅みことりしたまはく、「皇女の齋もたる足玉手玉をな取りそ」とのたまふ。

皇后は雌鳥の重罪を認めたくえで、遺体に対する皇女としての尊厳を願う。そこには妹への思いやりがこもる。仁徳は、この皇后の願いを聞き入れ、雌鳥の遺体から飾りの玉を奪うことを禁じる。「皇后の人間味のある徳を暗に称える」(新全集『日本書紀』)というのはうなずける。理と情をわきまえた皇后と、それに応える天皇。これは、前稿で確かめた、「親和する皇后」の姿である。

ところで、この忍耐と寛容に富む天皇像は、『日本書紀』仁徳条に一貫することを確かめておきたい。即位前紀のウヂノワキイラツコとの帝位の譲り合い、かまどの煙などが典型だが、イハノヒメ嫉妬物語にも見られる。筒城宮から、むなしく難波に帰還する時の、次の一文である。

天皇、是に、皇后の大きに忿いかりたまふことを恨うらみたまふ。而して猶しほし思おもひ思おもすこと有あります。

前稿でも確かめたように、仁徳は難波で彼女の船を待ち、

トリヤマ・クチモチを派遣し、最後は自ら訪問して和解を図るが、ことごとく皇后イハノヒメに拒絶される。しかし、仁徳は「恨み」はするが、やはり皇后を「戀ひ思す」のである。このように見てくると、雌鳥皇女の反乱で示された仁徳像は、『日本書紀』の一貫した姿勢であったことがわかる。

この『書紀』の仁徳の描き方と対応して、隼別皇子が反乱の首謀者になることは自明だと言える。都倉氏も指摘するように、謀反人・隼別皇子と、寛容と忍耐の聖帝・仁徳である。「密かに親ら娶り」「我が先だてる所なり」は、隼別の悪意と傲慢さを描きだしている。逆に『古事記』のように、雌鳥皇女が反乱の首謀者になることはない。それでは天皇だけでなく、新皇后となった姉に対する反逆にもなってしまう。

もし、雌鳥が積極的に加担したのなら、皇后の嘆願は単なる身びいきになってしまう。『書紀』においては、強情な旧皇后から賢明な新皇后の時代となったことで、イハノヒメの嫉妬物語と、雌鳥の反乱物語は全く違った様相を示すのである。

三、『古事記』の女鳥王と速総別王

『日本書紀』と比較した場合、『古事記』が描こうとしたのは違うものだった。何より、女鳥の反乱に際して、仁徳の忍耐や心情を記すことはない。それを一覽表の2、4から確かめておこう。

2、仁徳、女鳥を訪問し、歌の問答をする

ここでは、問答を通して女鳥の気持ちを知った仁徳について、「天皇、其の情を知りて、宮に還り入りき」と事実だけを述べて、心情については語らない。

4、女鳥、速総別に仁徳を撃つことを勧める

ここでは、「天皇、此の歌を聞きて、軍を興し、殺さむと欲ひき」と討伐の決意が示される。やはり『書紀』のように、天皇の忍耐・公私の葛藤について触れることはない。逆に、後日譚における大后イハノヒメの発言が際立つことになるが、これは後述しよう。

一方、天皇とは対照的に、その内面に立ち入って描かれるのは女鳥王である。この事件の冒頭、仁徳の仲立ちとして訪れた速総別皇子に、いきなり次のようにいう。

大后の強きこはに因りて、八田若郎女を治め賜はず。故、仕へ奉らじと思ふ。吾は、汝命ながみことの妻と為らむ。

姉の処遇に対する強い不満と結婚拒否だけでなく、さらに進んで速総別の妻となりたいと申し出る。太后に圧倒される天皇に対する批判という点で、この話とイハノヒメの嫉妬物語は切り離せない。『日本書紀』と基本的なスタンスが違うというべきだろう。

天皇にさえ遠慮せず、堂々と自己主張を通す姿は、『古事記』にも例を見ない。垂仁記のサホビメ、允恭記の軽太郎女など意思を持った女性が描かれるが、いずれも受動的で女鳥王のような積極性はない。この女鳥の決断を受けて仁徳との問答がある。

爾しかくして、天皇、直ただに女鳥王の坐す所に幸いして、其の殿戸しんのみの闕かみの上に坐しき。是に、女鳥王、機はたに坐して服を織おりき。爾しかくして、天皇、歌うたひて曰いははく、

66 女鳥の 我が大君の 織おろす機はた 誰たれが料ねろかも
女鳥王、答ふる歌に曰いははく、

67 高行くや 速総別の 御襲みおそ衣料ひがね

仁徳は「殿戸の闕の上」において、機を織る女鳥に「我が大君」と歌いかける。あたかも仁徳が「雀すずめ」であるかのようだ。「鳥の妻争めい」という伝承との関連を指摘するものもみえず。もつともそれは、あくまで背景の問題である。

大切なのは、「我が大君」といささか卑屈に呼びかける仁徳に対して、女鳥が「速総別の 御襲衣料」ときっぱりと答えることである。冒頭の速総別に対する女鳥の発言と、真直ぐにつながる。さらに一歩踏み出したところに、次の歌がある。

此の時に、其の夫速総別王の到来きたれり。時に、其の妻女鳥王の歌ひて曰いははく

68 雲雀ひばりは 天に翔る 高行くや 速総別 雀取すずめら
さね

前の67同様「高行くや 速総別」を繰り返して、速総別に反乱を教唆することの重大性にもかかわらず、堂々とした発言に驚く。またここで、『古事記』が二人をわざわざ「其の夫」「其の妻」と記すことに注意したい。反乱に踏み出す二人にもかかわらず、その関係を夫と妻と認めるからだ。そのことが、次の、逃避行中の速総別の二つの歌謡につながる。

爾しかくして、速総別王・女鳥王、共に逃げ退ひきて、倉くら椅子いに騰のぼりき。是に、速総別王の歌ひて曰いははく、
69 梯はし立ての 倉くら椅子いを 嶮あぶしみと 岩懸いはかきかねて

我が手取らすも

70 梯立の 倉椅山は 嶮しけど 妹と登れば 嶮
しくもあらず

故、其地より逃げ亡せて、宇陀の蘇邇そにに到りし時に、
御軍、追ひ到りて殺しき。

「梯立て」は「倉」に掛かる枕詞、「倉椅山」は多武峰
を含む飛鳥の西の峻険な山塊をさす（土橋寛『古代歌謡全
注釈 古事記編』）。結句の「我が手取らすも」は、「逸文
肥前国風土記」に引かれた次の歌垣の類歌と違うことに注
意したい。

あられふる 杵島が岳を 峻しみと 草採りかねて
妹が手を執る

険しい山を登る際、草を握るつもりで、「なんとまあ、
愛しい妹の手を取ったことよ」とおどけるのは、歌垣の笑
わせ歌だからだろう。これに対して、速総別の「我が手取
らすも」は、同行の女鳥が私の手をお取りになったと、女
鳥の好意を喜ぶ歌になっている。今までほとんど描かれて
こなかった速総別の心情が、ここで明らかになる。さらに
次の70の歌謡では、女鳥を「妹」と呼び、「苦しくもあら
ず」と、苦難の逃避行も喜びだとうたう。

山路平四郎85は、この70の歌は連作風に添えられたものと

しつつ、次のように述べる。

両歌からは、謀反者として追われているといった緊迫
感や陰湿さは感じられない。いちおう「行路難」をと
りあげてはいるが、実は恋の喜びを歌ったもので、本
来は別の出自のものであったことを思わせる。

歌の「出自」については本稿では問わない。大切なのは、
二つの歌を並べること、女鳥と速総別の悲劇が、同時に
夫と妻の愛情の物語でもあることである。

『古事記』のイハノヒメ嫉妬物語では、歌による心の交
流を通じて慰めや和解がもたらされることが多かった。ク
ロヒメとヤタノワキイラツメは離別という悲劇だったが、
仁徳の歌によって慰められ、イハノヒメも最後には仁徳の
歌を受け入れて和解に至る。つまり女鳥の反乱物語におい
ては、速総別の歌がその役目を果たしているのだといえよ
う。

前稿で確かめたように、『日本書紀』では、歌はイハノ
ヒメと仁徳の和解に役立たなかった。クガヒメやヤタノワ
キイラツメのように歌による慰めもない。実は『書紀』の
隼別の歌も、似たところがある。そこでは次のように記す。

時に皇子、雌鳥皇女を率ひて、伊勢神宮に納らむと欲ひ

て馳す。(略) 雄鯽等、追ひて菟田に至り、素珥山に迫む。時に草の中に隠れて、僅に免るることを得。急に走りに山を越ゆ。是に、皇子、歌して曰はく、

61 梯立の 嶮しき山も 我妹子と 二人越ゆれば
安席かも

爰に雄鯽等、免れぬることを知りて、急に伊勢の蔭代野に追ひ及きて殺しつ。

『書紀』の歌も、雌鳥を「我妹子」と呼び、「二人越ゆれば 安席かも」と、二人の喜びをうたう。しかし、散文に注目すると、どうやら、関心は別の所にあるようだ。『書紀』では、逃走の目的地、経路、殺害場所、埋葬場所などの地名が、『古事記』に比べ非常に詳しい。それと応じるかのように、散文「急に走って山を越ゆ」は歌謡の「二人越ゆ」と対応している。同様に、わざわざ「草中に隠れ」と記すのは、歌謡に「安席」とあることに応じているのではないか。どうも『書紀』編者は、この歌を二人の喜びよりも、「山を越えて逃げおせたこと」に主眼を置いていたのではないだろうか。そう考えて、詳しい地名も理解できる。『古事記』のように「梯立ての 倉橋山」と言わないのも、倉橋山が飛鳥近傍であり、それでは伊勢までがあまりに遠いからではなかったか。越えて逃げたのが素

珥山だからこそ、伊勢とつながっていたのではないだろうか。このように、『日本書紀』と『古事記』は、ここでも異なる意識で記述していると見てよいだろう。

四、後日譚の皇后と大后

最後に、後日譚について、記紀の違いを見ておこう。

『日本書紀』では、新嘗月の宴会で、山君稚守山の妻と采女磐坂姫の身につけていた玉が、雌鳥のものに似ていることに皇后が気づく。そのことを問いただしたところ、雌鯽と共に雌鳥達を追討した佐伯直阿俄能胡の妻のものであることが判明し、そこから彼による雌鳥の玉強奪が明らかになる。皇后は彼を殺そうとするが、阿俄能胡は私地を献上し罪をあがなおうとし。皇后もそれを許して、その地を「玉代」としたと記す。

皇后が阿俄能胡を罰しようとするのは、彼が天皇の命令「足玉手玉をな取りそ」に背いたからであり、二人を討伐して復命した際、次のように偽証したからである。

皇后、雄鯽等に問はしめて曰はく、「若し皇女の玉を見きや」とのたまふ。對へて言さく、「見ず」とまうす。

臣下の命令違反と偽証、これに対して皇后は、堂々たるふるまいをみせる。尋問、処刑、私地献上による贖罪受け入れ、いずれも天皇の行為を皇后が行使する。それは『書紀』が描いてきた、天皇と皇后の親和の延長線上にあると言えよう。

一方、『古事記』は同じような話を載せながら、大きく異なる。『古事記』には皇后と天皇のやりとりもなければ、皇后が將軍に玉のことを尋ねることもない。討伐軍の將軍・大楠連は、女鳥の玉鈕を奪い妻に与えたと記す。その後、豊樂の席で彼の妻の手に、その玉鈕がまかれていた。大后は気づく。そこで大后は大楠連を厳しく糾弾する。それが次の記述である。

其の夫大楠連を召し出して、詔のみことばはく、「其の王等のみことら、礼れい無なきに因りて、退け賜ひつ。是は、異けしき事無なけくのみ。夫の奴やつや、己が君の御手に纏まとける玉鈕たまぐしほを、膚あだも熅たけきに剥はぎ持ち来て、即ち己が妻に与へつ」とのりたまひて、乃ち死刑を給ひき。

大后の「詔」は、本来、天皇に用いられる語であり、最後の「死刑を給」も律令において天皇の専権事項である。

『書紀』の八田皇后同様、ここでも大后が天皇の職権を代行している。

「大后がいう「礼」は、「天皇のもとに成り立つ秩序。それに服さないで反すことが「無礼」であり、討伐の対象となる」（新全集『古事記』頭注）という通りで、大楠連の処分も「礼」によるのだろう。

しかし、前半の女鳥王たちに対する発言と、後半の大楠連に対する舌鋒の鋭さはずいぶん違う。

これについては、矢嶋泉氏（註）は次のように指摘する。

天皇弑殺の意志を持った女鳥王・速総別王に対する評価が「礼」なしとされ、彼等が死を以て処遇されるのは当然としても、それはここでは「異しきことなくこそ」と片付け、むしろ「異しきこと」の範疇に山部大楠の行為を位置づけていることであり、しかも、それは「膚も熅けきに剥ぎ持ち来て」と生理的不快感を伴なうて重く糾弾されているのである。

確かに、女鳥王らに対しては「異しき事無けくのみ」と突き放すのに比べ、大楠連には「奴」と罵り、「膚も熅けきに剥ぎ持ち来て」と厳しく糾弾する。当該散文には「女鳥王の御手に纏ける玉鈕を取りて・・・己が妻に与へつ」とあるだけだ。まるでその現場にいたかのような描写は、大后の怒りの大きさを表現している。

また「己が君」は、女鳥王と大楯連の関係が示されないなかで、いささか唐突に思える。しかし、西郷信綱『古事記注釈』がいうように、「己が君」とある以上、文字どおり自分の仕えていた君と理解すべきで、膚も温かいうちに剥ぎとって「己が妻」に与えるところに『書紀』にない「なまなましさ」があるといえよう。

このような大后の激しい怒りは、嫉妬物語で「足もあがかに」嫉妬したり、御綱柏を海に投げ捨てたりする激しさと同じである。しかし、それらが私的感情からの爆発だったのに対して、ここでは「礼」に基づく行動だとするところに、そぐわなさを指摘する論は多い¹²⁾。

例えば、『新潮古典集成 古事記』が、「嫉妬とか強情な性行の持ち主として描かれてきた皇后が、突如、理非曲直を弁えた立派な妃に一変する」という。『古典集成』はこれを仁徳の「有徳」にふさわしい大后の「聖后」でなければならなかったからだとする。神野志隆光氏が吉井巖論の見直しの中で、多くの女性を和めた仁徳にふさわしい「后徳」として、嫉妬物語全体を見通したのも、同じ方向にあるのだろう¹³⁾。

一方、先にあげた矢嶋論は、履中記のソバカリの記事との類似性から、『古事記』下巻の「君臣の秩序の在り方」としてとらえ、反乱物語における君臣のありよう、さらに

は仁徳から武烈で終わる天皇系譜の問題へと拡大して論じる。この当否については、今後さまざまに検証されていくだろう。本稿では仁徳条の中で、これがどのように考えられるかを、述べておきたい。

そこで気になるのが、女鳥王反乱物語において、最後の速総別の歌二首が苦難の中で情愛の喜びをうたっていることだ。『古事記』では、歌のやり取りが仁徳と多くの女性たちを慰め和解させてきた。ここもまた、女鳥と速総別の二人の思いを結びつけるのは歌である。しかし問題は、ここで結ばれる二人は、仁徳に対する反逆者であって、仁徳記としてはこのままでは終われない。後日譚はこの文脈から理解すべきではないか。

すなわち、隠れた悪を見抜く優れた大后、「礼」によって女鳥らを裁断し、突き放す。しかし、それ以上に激しい怒りをぶつけるのは、大楯連の自分の君たる女鳥に対する無残なしうちであり、だからこそ極刑をもつて臨む。確かに、嫉妬という私情と儒教的な礼の理念はそぐわない。しかし、描くべきは大后の一貫性ではなく、歌の力と大王仁徳だったのではないだろうか。

『日本書紀』は、寛容・忍耐にして、私事より社稷を重んずる仁徳を描き、新皇后はそれに親和し一体化して將軍の命令違反・偽証に掣肘を加える。反乱の首謀者は準別で

あり、彼をそそのかすのは身近な舍人というのは、反乱物語に一般的な展開だろう。その意味で、極めて分かりやすい流れになっており、多くの論が指摘する。

一方で、その分だけ平板であり、『古事記』が描く女鳥のように、生き生きと主張し、覚悟して死んでいく女性を描くことは念頭になかった。最後の準別の歌が、どこか違う所に関心があるような書きぶりであり、しかも『古事記』の二首に対してわずか一首である。この歌に対する冷淡さも、イハノヒメが天皇の熱心な歌による働きかけに、ついに拒否を貫いて薨去するさまと通じるとみてよいのではないだろうか。

以上、メドリの反乱を中心にしつつ、記紀の違いについて考えてみた。論じられなかった問題も多いが、今後の課題としたい。

1 拙論「クロヒメ・クガヒメからみた記紀のイハノヒメ嫉妬物語」(『美夫君志』106号、2023、4)

2 前稿で示した吉井巖論の他にも、記紀の比較を中心に論じたものに、溝口睦子「仁徳天皇の后妃に関する説話について―その記紀における比較―」(『日本文学研究資料叢書』『古事記・日本書紀Ⅱ』所収 有精堂1975、初出1964)、曾倉岑「イハノヒメ嫉妬物語」(同上、初出1965)などがある。ただいずれも半世紀以上前のもので、「自然の性情の

ま、に動く人間像」(『溝口』)のような文芸観、「前提となるならんらかの伝説がまず存在していなければ」(曾倉)のように、元の伝承を問題にする研究史の傾向を反映している。本稿では、あくまでそれぞれ完結した作品としてみる立場をとる。

3 『日本書紀』舒明即位前紀に、次期天皇をめぐる大臣・蘇我蝦夷と叔父・境部摩理勢が衝突した際、蝦夷の言葉に「吾、汝が言の非、をけれども、干支の義を以て害ること得ず」とあり、傍線部について「親族の情宜」(岩波大系)ゆえに罪することはできないとする。

4 都倉義孝「女鳥王物語論」(『古事記 古代王権の語りの仕組み』有精堂・1995、初出1975)

5 前稿では、天皇の様々な働きかけと、それに対する一つ一つの拒否を確かめた。そこでとりあげた、青木周平氏「記紀における歌謡と説話―イハノヒメ物語を事例として」(『上代文学』62号、1989・4のち『古事記研究 歌と神話の文学的表現』おうふう、1994)の次の発言も、本稿の仁徳の忍耐・寛容に通じる。

そしてその手順には、明らかかな意図が感じられる。天皇は充分誠意を見せたが、皇后の強い拒否によりやむなく別離をむかえたという筋立てである。

6 山路平四郎「女鳥王と速総別王」(『古代の文学』3 『古事記』早大出版部、1977)、荻原千鶴「女鳥王―説話の発展とその周辺―」(『古代の神話と文学』塙書房、1998、初出1882)などがある。

7 『万葉集』③三八五にも栢枝伝による「穀降り吉志美が岳を険しむと草取りかなわ妹が手を取る」が収められている。こ

8 山路平八郎『記紀歌謠評釈』（東京堂出版、一九七三）

なお、阿部誠「仁徳記・女鳥王の歌謠物語―その表現と構想―」（『古事記年報』45号、2003・1）は、歌謠の「手を取る」の分析を通じ、「速総別王は、反太后からではない女鳥王の眞の愛情の所在を確認し、その愛情を獲得するのである」というのも、通じるところがある。

9 討伐に関しては、『書紀』ではもっぱら「雄鯉等」とあって、阿俄能胡は表にでない。それが、この新嘗の宴では、阿俄能胡が前面で語られ、雄鯉は全く現れない。なぜそうなるのか、元資料にあった、もしくは玉手という土地が、佐伯氏と関係するという以外に、作品の狙いに則して説明することはできない。一方『古事記』では、ここで登場するのは大楯連とその妻なので明快である。

10 『日本思想大系古事記』（岩波書店、1982）は律令国家では刑罰の権限が天皇の大権であることを指摘しつつ、次のようにいう。

従って、天皇ではなく皇后が独自に「給死刑」うことなどはありえない筈であるが、記の太后石之日売のみならず、紀の四十年是歳条にみえる皇后八田皇女の類話でも、・・・贖を納めて「赦死刑」される。

11 矢嶋泉『古事記』下巻試論（『日本文学』40巻4号、1991・4）は、この臣下と君の問題を履中記のソバカリなどと関係づけることで『古事記』下巻の主題を考えようとする。また「仁徳系譜の始発―『古事記』下巻系譜論序説」（『古事記年報』38号、1996）は、仁徳く武烈の系譜をめぐる射程の長い論で魅力的だが、本稿ではあくまで仁徳条の中で考える。

12 西宮一民『新潮古典集成 古事記』の他に、注1であげた曾

倉岑論もここは「道義的な、権力主義的な怒り」であって、嫉妬物語での「理非を越えた激しい感情とは全く次元の異なるものである」とする。

13 吉井巖論、神野志隆光論については、前稿で取り上げた。